

岩手県告示第107号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定に基づき、河川区域として次のとおり指定する。

令和4年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川の名称及び平面図

1級河川・2級河川の別	水系名	河川名	平面図
2級河川	綾里川	綾里川	1号図及び2号図

2 指定する区域 1号図及び2号図に茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号に規定する区域を除いた区域

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。